

## 茨城SR経営労務センターの電子申請の流れ

- ① 「電子証明書の利用届」についての申出書を茨城SR経営労務センター事務局に提出
  
- ② 茨城SR経営労務センター事務局で「電子証明書の利用届」についての申出書を受理後、雇用保険に関する事務報告の提出状況や、労働保険料未納入事業場に関しての連絡の状況等を勘案して、理事会で「電子証明書の利用届」の交付についての許可若しくは不許可を審議決定後に、「電子証明書の利用届」についての通知書を送付する。不許可の場合は、不許可理由を記載する。
  
- ③ 「電子証明書の利用届」についての通知書により「電子証明書の利用届」の使用を許可されたのちに、速やかに「電子証明書の利用届」使用に関する誓約書を提出  

角印を貸与する場合は返却を求めることにより利用制限ができますが、「電子証明書の利用届」は、交付後の利用を制限することが事実上無理だと思われます。そのため、「電子証明書の利用届」使用に関する誓約書は、角印貸与の場合と比べ、内容が厳しいものとなっております。
  
- ④ 「電子証明書の利用届」使用に関する誓約書の提出後に、SR事務局からPDFで、「電子証明書の利用届」を送信
  
- ⑤ 「電子証明書の利用届」を添付して労働保険事務組合として行うことのできる手続をする。
  
- ⑥ 手続後は、必ずSR事務局に報告する。